

受注者各位

名古屋市上下水道局

請負工事における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について

請負工事における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について、国土交通省の取り組みを参考に、下記の対応を行いますのでお知らせします。

また、調査・設計・測量等の業務についても必要に応じて同様の対応を行います。

#### 記

- ・感染拡大防止対策を実施する上で追加の費用が必要となる場合は、受発注者間で設計変更の協議を行います。
- ・感染拡大防止対策については、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額の変更や工期の延長を行います。

<お問い合わせ先>

上下水道局技術本部計画部技術管理課 (052) 889-1055

## 【参 考】

設計変更の対象となる感染拡大防止対策にかかる費用（例）

### < 共通仮設費 >

- ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とする。

### < 現場管理費 >

- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・現場に配備する消毒液の購入、赤外線体温計等の購入、リース費用
- ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

※出典：国土交通省 事務連絡「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付）より抜粋